

* 啓発事業については、事業を実施することが目標となっており、どのような成果や効果を得られたのかを把握することができず、年度ごとの見直しもできていなかった。次期計画では効果を測れるようにする必要がある。

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	検証結果（成果・課題）●成果 ▲課題
I 互いの人権の尊重	1 人権意識の高揚	① 人権意識の高揚をめざす啓発の推進	ア 人権尊重への意識を高める講座・講演会等を開催する。	●校別人権セミナー（毎年・小学校区20カ所実施）・人権問題専門講座（毎年1回実施）・人権を考える市民の集い（毎年12月人権週間に実施）において、人権に関する研修や講演会を実施
			イ 人権問題に関する啓発のためのパンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供を行う。	●広報きしわだ「人権の窓」で、関連する月間や週間に合わせて、男女共同参画、子ども、高齢者、障害者など人権に関する記事を年4回掲載 ●岸和田市人権啓発紙「人の輪」で、年度ごとにテーマを決め人権に関する記事を掲載し、新聞折り込みにより全戸配布した ●校別人権セミナー・人権問題専門講座・人権を考える市民の集いにおいて、さまざまな人権に関する啓発ちらしを配布
			ウ 岸和田市男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	▲岸和田市男女共同参画推進条例を知らない人は依然として多い 平成26年度市民意識調査91%→令和元年度市民意識調査70% ▲周知は男女共同参画週間・男女共同参画フォーラムの機会のみ
	2 メディアにおける人権の尊重	① メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	ア 各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●令和2年度の重点項目 ▲講座のチラシ等は、性別による固定観念にとらわれない多様なイメージで表現することについて課内で意識を共有する必要がある
			イ 各種メディアにおける過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないよう働きかける。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲各課に積極的な働きかけができていない
			ウ 市職員のメディア・リテラシーを高めるための研修を充実する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲市民向け講座を職員研修に位置付けて実施しているが、市職員に特化した研修は実施できていない
	3 生涯にわたる健康・権利の尊重	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	イ 互いの性を尊重する意識を育み、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	●平成29年度からデートDV予防啓発講座実施（市内中学・高校） 平成29年度3校354人から令和元年度5校1004人と受講者増加 ●性に関する講座の開催 ▲リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発ができていない
			ア メディア・リテラシーの育成と向上を図るため、講座等を開催する。【男女共同参画センター】	●年度によって講座を開催 ▲講座開催以外の啓発について取り組めていない
	4 女性の人権が尊重される支援体制づくり	① 相談体制の充実	ア 女性に関する相談窓口を整備・充実する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●平成23年度に婦人相談員を配置 ●平成23年度にDV相談室を設置（本庁・女性センター） ●平成28年度から男女共同参画センターで専門カウンセラーによる「女性のための面接相談・電話相談」を実施（それ以前はボランティアによる相談対応） ●岸和田女性会議の協力で相談窓口カードを設置（スーパー・ショッピングセンター） ●法律相談ちらし・相談窓口ちらし・相談窓口カード配架依頼（公共施設・各課・保育所・警察・子ども家庭センター・医療機関） ▲DV相談については、庁内の諸手続きの利便性を考慮して平成27年度から本庁での対応に一本化されたが、そのメリット・デメリットについて再考する必要がある ▲相談事業が、市民が利用しやすい曜日・時間帯に実施されているか、相談手段も含めて見直す必要がある
			イ 関係機関との連携を強化する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●関係機関の業務内容について職員からカウンセラーに情報提供し、相談業務に活かしている
			ウ 関連する他の相談機関との連携の強化と、被害者を支援するための体制の整備・充実を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●DV被害者の負担軽減のため、警察による来庁支援あり ▲相談窓口担当者会議を開催しているが、情報交換におわり、連携方法についてさらなる協議ができていない
		② 女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	ア 女性への暴力（DVやストーカー行為、性犯罪等）の防止についての理解を深めるための啓発を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●女性に対する暴力をなくす運動期間に、街頭啓発活動、市役所・男女共同参画センターでパネル展を実施 ▲パネル展の内容について、新しい企画を検討していく必要がある ▲市民対象のDV予防啓発講座は、平成29年度以降年1回の実施となっている（中学校・高校でのデートDV予防啓発講座に移したため）が、回数を増やし理解を深める必要がある ●市民対象のDV予防啓発講座では、参加者にアンケートを実施。参加者のほとんどから、学んだことを日々の生活に活かしていきたいとの回答あり ▲男女共同参画センターでのDVに関するさらなる啓発が必要である
イ 被害者のための相談窓口を整備・充実する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】			（女性に関する相談窓口を整備・充実すると同じ）	
ウ 関連する他の相談機関との連携の強化と、被害者を支援するための体制の整備・充実を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】			●DV被害者の負担軽減のため、警察による来庁支援あり ▲相談窓口担当者会議を開催しているが、情報交換におわり、連携方法についてさらなる協議ができていない	
II 男女共同参画に向けての意識づくり	1 学校園における男女共同参画	① 男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	ア 教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修を定期的に行う。【人権教育課】	●人権教育課と共催で男女共生教育担当教員・市民対象の講座を毎年実施（例：令和元年度テーマ・とにかく明るい性教育）
	2 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり	① 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	ア 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●男女共同参画フォーラムの開催 ●男女共同参画の意識づくりのための講座を実施 ●出前講座を実施（公民館の女性学級、高齢者大学等で年1～2回実施） ●男女共同参画センターで、毎年中学生の職場体験の受け入れ ▲固定的な性別役割分担意識の解消への、気づきの機会を積極的に提供するために、地域に出向いての講座開催も有効である

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	検証結果（成果・課題）●成果 ▲課題				
			イ	男女共同参画の視点を持った講座や講演会を開催する。【男女共同参画センター】	●男女共同参画意識を高めるための講座を開催 ▲「ママのための」・「女性のための」という講座については、その意図を明確にする必要がある ▲若年層をはじめ幅広い層の参加を促すため、テーマや内容等を創意工夫しながら講座を企画し開催しているが、参加者の増加にはつながっていない ▲男性の家事・育児・介護能力を高める講座が少ない			
			ウ	広報等により男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●広報6月号「人権の窓」で男女共同参画週間にあわせて記事掲載 ▲その他、積極的な情報提供ができていない			
			エ	子どもに接するさまざまな関係者や保護者等の男女共同参画意識の向上を図る。【男女共同参画センター】	▲子どもに接する様々な関係者や保護者等を対象に、性に関する講座を開催している。保護者対象に男女共同参画への気づきの機会を提供する講座を充実させる必要がある ▲地域で子どもに関わる人を対象とした講座なし			
		②	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	ア	市が行う調査においては、男女別や年齢別の各種データを収集し、施策に反映させていく。【各課】	●講座参加者のアンケート結果を男女別に集計している ▲講座参加者のアンケート結果を次の講座企画に十分生かせていない ▲各課が行う調査について、男女別や年齢別のデータを収集しているか把握できていない		
				イ	国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲積極的な情報収集・情報提供ができていない ▲男女共同参画センターが発行している情報紙「クリアシオン」は、講座の案内がほとんどで、男女共同参画の学びや情報発信手段として十分に活用できていない		
				ウ	男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。【男女共同参画センター】	●毎年男女共同参画に関する図書・DVDを購入 ▲貸出件数は把握しているが、どのような内容の図書やDVDに興味を持っているか分析ができていない ●購入した男女共同参画に関する図書・DVDを「新着図書情報」というリーフレットを作りPRしている。（男女共同参画センター内に配架、講座受講生に配布・ホームページに掲載）		
				エ	男女共同参画についての市民意識調査や職員意識調査を定期的実施する。	●男女共同参画に関する市民意識調査（H26・R1） ●男女共同参画に関する職員意識調査（H27） ●仕事と家庭生活を考える調査（H28） ●事業所における男女共同参画に関する意識調査（H30） ▲若年層の意見を十分に把握できていない		
		3	男女共同参画施策実現のための市職員の育成	①	ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を定期的に行う。	▲施策立案能力向上研修を実施できていない	
					ア	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	●DV対策基本計画研修を実施 ▲市民対象の講座を職員研修に充てているため、職員に特化した研修ができていない	
				イ	イ	市職員へ向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	▲庁内情報紙「パートナー」の発行回数が少ない（年1回または2回） ▲庁内情報紙以外の情報提供手段の検討が必要である	
					ウ	市職員の男女共同参画研修への積極的な参加を促す。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲案内を送付しているのみで積極的な働きかけができていない	
				③	庁内体制の促進	イ	女性職員の管理職への登用を図るため、研修や環境の整備を行う。【人事課】	▲施策としての位置づけから、人権・男女共同参画課も積極的な関わりが必要である
						エ	セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修などによる啓発を行う。	●ハラスメント防止対策強化の記事を「パートナー」に掲載 ▲人権・男女共同参画課で研修は行っていない
		オ	指定管理者の男女共同参画意識の高揚を図る。【関係各課】	●平成27年度に浪切ホールスタッフに対して出前講座「男女共同参画社会に向かって」を実施 ▲施設所管課に対し指定管理者への男女共同参画意識の高揚の働きかけができていない				
Ⅲ	男女がともに参画できる仕組みづくり	1	意思決定の場への女性の参画	①	審議会等委員の女性の参画	ア	審議会等委員の女性の参画率の向上を図る。	▲委員選任準備段階で女性委員の登用を促し、選任状況報告書の提出を求めているが、働きかける時期の見直し、女性の参画率が上がらない原因についてのヒアリングができていない ▲女性委員の候補となる人材についての情報収集ができていない ▲目標値未達成（目標：40%）
						イ	女性委員ゼロの審議会等を解消する。	▲女性委員ゼロの審議会は令和2年4月1日時点で4審議会 ▲目標値未達成（目標：0）
						ウ	審議会等の女性参画率を公表する。	●ホームページで公表している
		②	女性人材・リーダーの発掘・育成	ア	人材育成のための学習機会や活動の場を提供する。【男女共同参画センター】	●講座の実施（女性のためのリーダーセミナー） ●起業セミナー・子育てに関する講座等開催後は、受講生の情報交換・学習の場として登録グループ化		
				イ	発掘・育成した人材を活用し、女性市民の声を市政に反映させる。	▲人材バンク登録者は平成26年度7人から令和2年8月現在4人に減少。審議会への女性登用など人材情報として活用するため、登録者数を増やす必要がある ▲人材の発掘ができていない ▲登録についての周知が十分にできていない		
		2	家庭と仕事の両立支援	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	ア	ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	▲男女共同参画週間に関連してホームページで啓発記事を掲載しているが、随時の情報提供ができていない ▲研修ができていない
						イ	育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備を図る。	▲厚生労働省・大阪府作成のリーフレットを、来庁する事業者への情報提供のため、契約検査課・産業政策課に配架依頼した。持ち帰った枚数は把握できていない ▲研修・情報提供ができていない
				②	男性の家庭生活への積極的な参画の促進	ア	男性の育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。	●「パートナー」で市職員の育児に関する休暇・休業制度の記事を掲載 ▲介護に関する休暇・休業制度についての情報提供ができていない ▲企業への啓発はできていない

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	検証結果（成果・課題）●成果 ▲課題
			イ 男性を対象にした家事・育児・介護に関する実技を取り入れた講座等を開催する。 【男女共同参画センター】	▲男女共同参画センターでの男性対象の講座は少ない (例：令和元年度・15講座29回中2講座3回) 平成30年度・16講座39回中2講座2回) ●男性学から女性の活躍を読み解く講座を開催
	3 地域活動やボランティア、NPO活動への参画	① 地域活動の促進	ア 地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。【自治振興課】	▲施策としての位置づけから、人権・男女共同参画課も積極的な関わりが必要である ▲町会等への働きかけができていない
			イ 町会等の団体において、役員に女性が選出されるよう積極的に働きかける。【自治振興課】	▲施策としての位置づけから、人権・男女共同参画課も積極的な関わりが必要である ▲町会等への働きかけ方について、自治振興課と協議する必要がある
		② ボランティア・NPO活動等の促進	イ 男女共同参画社会の実現を目指した市民団体、グループの育成と支援を行う。 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●岸和田女性会議へ事業補助金交付 ●グループ・団体の登録制度の実施により活動の場を確保 ●登録グループ育成のための共催講座の実施、広報の支援 ▲男女共同参画社会の実現を目指した市民団体に補助金を交付できる要綱が整備されていない
	4 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実	① 子育て支援体制の充実	ウ 地域における子育てサービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。【生涯学習課ほか】	▲地域における子育てサービスに関しては、男女共同参画の視点から、人権・男女共同参画課も積極的な関わりが必要である
	5 防災・環境問題へのかかわり	① 防災の分野における男女共同参画の促進	ア 防災分野の活動において女性が積極的に参画することを促進する。【危機管理課・消防本部】	▲施策としての位置づけから、人権・男女共同参画課も積極的な関わりが必要である
	6 国際社会への貢献	③ 国際理解、国際交流の促進	ア 世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●ジェンダーギャップ指数に関する情報を「クレーション」・「パートナー」に掲載したが、男女共同参画の先進国の取り組みについての情報提供ができていない
IV	労働分野における男女共同参画の仕組みづくり	① 職業意識の醸成	イ あらゆる年齢層に対して、自分のキャリアや職業選択について考えるきっかけづくりを提供する。 ウ 若年層に対して、職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない職業選択ができるよう情報提供や相談機関の紹介等を行う。	▲具体的な取り組みができていない ▲具体的な取り組みができていない
	2 多様な働き方に対応できる仕組みづくり	① 就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実	ア 男女雇用機会均等法や労働基準法など、就労に関わる法律・制度の周知を図る。	▲厚生労働省・大阪府作成のリーフレットを、来庁する事業者への情報提供のため、契約検査課・産業政策課に配架依頼した。持ち帰った枚数は把握できていない
		② 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援	ア 働く女性の労働の実態について把握する。 イ 女性の再就職や能力開発について講座の開催等の支援を行う。【男女共同参画センター】	▲事業所における男女共同参画に関する意識調査（H30）を実施したが、結果を活かした取り組みができていない ●女性のための就職応援、技能習得等の講座を開催した。 ▲実際に就職に結びついたかどうかの検証ができていない
		③ 起業をめざす女性への支援	ア NPO・コミュニティビジネスなど様々な企業と育成を支援する。【男女共同参画センター】	●起業講座受講後の登録グループ化 ●登録グループと共催で起業をめざす女性対象の講座を開催
	3 男女共同参画推進のための事業所への取り組みの強化	① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	ア 法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。 イ パートタイムや派遣労働・自営業に従事する女性の就労環境の改善に向けての啓発や情報提供を行う。	▲厚生労働省・大阪府作成のリーフレットを、来庁する事業者への情報提供のため、契約検査課・産業政策課に配架依頼した。持ち帰った枚数は把握できていない ▲具体的な取り組みができていない
		② 事業所における男女共同参画の推進	ア 事業所における男女平等・男女共同参画についての実態を把握する。 イ 事業所における男女共同参画の推進について働きかけを強化する（男性の育児休業取得など）。 ウ ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに職場環境の整備の促進について積極的に働きかける。 オ セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備について働きかけを強化する。	▲事業所における男女共同参画に関する意識調査（H30）を実施したが、具体的な働きかけができていない ●平成28年度に岸和田市内事業所34社・6団体がイクボス共同宣言。「イクボス」という言葉の周知が図られた *50以上の従業員がいる事業所は100社弱 ▲その後継続的な取り組みができていない ▲具体的な働きかけはできていない ▲厚生労働省・大阪府作成のリーフレットを、来庁する事業者への情報提供のため、契約検査課・産業政策課に配架依頼した。持ち帰った枚数は把握できていない ●岸和田市人権啓発企業連絡会でハラスメントに関するDVDを上映（H31） ▲その他の具体的な取り組みができていない
V	DV防止対策と被害者支援の仕組み	① DV被害者の早期発見の仕組みづくり	イ 関係機関等との連携により、DV被害の早期発見に向けた仕組みを確立する。 ウ 相談窓口の周知をはかる。 ・リーフレットを作成するなど、相談窓口に関する情報の周知 ・医療機関等への相談窓口の周知 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●相談窓口担当者会議で各課のDV被害者への支援策・被害者発見時の対応について情報共有した ▲各課窓口で被害の兆候に気づき、DV相談窓口につながるよう庁内の支援体制を整える必要がある ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談窓口が記載された啓発物品を配布 ●「クレーション」、広報きしわだ、HPに相談窓口を掲載 ●岸和田女性会議の協力で相談窓口カードを設置（スーパー・ショッピングセンター） ●法律相談ちらし・相談窓口ちらし・相談窓口カード配架依頼（公共施設・各課・保育所・警察・子ども家庭センター・医療機関）

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	検証結果（成果・課題）●成果 ▲課題
【DV対策基本計画】 づくり		② DV被害者の相談体制の整備充実	ア DV被害者の相談窓口の整備・充実を行う。 ・DV専門相談員の配置 ・DV相談室の確保 ・DV相談専用電話の設置 ・DVの総合相談窓口としてワンストップ・サービスの導入【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●平成23年度に婦人相談員を配置 ●平成23年度にDV相談室を設置（本庁・女性センター） ●平成23年度に女性のための法律相談開始 ●DV相談室で市役所各課の手続きができる体制確立 ●DV相談については、平成27年度から本庁での対応に一本化されたことにより、庁内関係課とのワンストップサービス体制が整っている ▲関係課との連携は、人に頼っている部分が多い
			イ 関係する他の相談機関との連携を強化する。 ・女性相談窓口との連携の強化 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・DV被害者支援ネットワークの確立 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●岸和田警察とは一時保護についての役割分担について協議（日中・夜間の対応、行方不明者届不受理申出の来庁支援） ●DVに関する証明書は、市経由で大阪府女性相談センターに依頼または急ぎの場合は岸和田子ども家庭センターに対応依頼している ▲様々な課題をもったDV被害者に対して関係課が連携して支援する方法を確立できていない
			ウ 相談窓口職員や関係する職員の資質の向上及び心理的ケアを充実する。 ・DV相談専門講座や研修会への参加によるスキルアップ ・様々なケースに対応できるようにDV被害者支援ネットワーク等を活用した事例検討や研究の実施 ・二次被害防止、個人情報保護等の研修の実施 ・相談員の心理的ケア体制の整備 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●大阪府主催のDV被害者の地域支援者養成講座に参加 ▲DV相談が本庁での対応に一本化されたのちは、男女共同参画センター職員は研修に参加することが少なくなっているが、研修に参加し、DV被害者への対応ができるようにする必要がある ●相談窓口担当者会議・研修を毎年開催し窓口担当職員のスキルアップを図っている ▲相談に関する統一したマニュアルがないため、相談対応に差が生じる危険性がある ▲ケース検討ができていない ▲DV被害者支援のためのケース会議を開催できていない ▲個人情報漏洩防止のためのマニュアルは、課ごとに作成しているが、全庁的なマニュアルがない ▲二次被害防止のための職員研修が十分できていない ▲相談員の心理的ケア体制が整備できていない
	2 DV被害者への支援体制づくり	① DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	ア 被害者の安全確保を行う。 ・緊急の場合、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼 ・一時保護の際の同行支援 ・被害者等に関する個人情報の保護 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲一時保護の必要性に関する判断基準を明確にできていない ▲複合的な課題のある被害者については、相談の初期の段階から、ケース会議を行い、一時保護を含む選択肢を関係課が連携して検討する必要がある
			イ 被害者に対する適切な情報提供及び自立に向けての支援を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲必要な支援は何かを見極めるためのケース会議等が必要である ▲自立までの継続的な関わりをもてていない
			ウ DV被害者支援及び関係機関との連携を強化する。 ・DV被害者支援ネットワークの確立 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・民間支援団体との連携についての検討 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●一時保護前・施設入所中・退所時、それぞれに関係課の協力が必要であるため、一時保護制度について、大阪府女性相談センター職員を講師に招き関係課職員対象に研修を実施した
			エ 岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行う。 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●平成26年度に配偶者暴力相談支援センター設置自治体へのヒアリング等を行い、平成27年度に近々の設置については保留とした ▲設置の要否については、検討を継続する
	3 DV根絶に向けての啓発の推進	① DVに関する市民への啓発の推進	ア DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等を開催する。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	▲市民対象のDV予防啓発講座は、平成29年度以降年1回の実施となっている（中学校・高校でのデートDV予防啓発講座に移行したため）が、回数を増やし理解を深める必要がある ●出前講座を実施（八木青少年指導員協議会）
			イ 若年層に対し、デートDV（交際相手からのDV）に関する啓発を行う。【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●平成29年度からデートDV予防啓発講座実施（市内中学・高校）平成29年度3校354人から令和元年度5校1004人と受講者増加
			ウ DVに関するパンフレット・リーフレットを配布するなど、DVの根絶に向けた啓発を行う。 【人権・男女共同参画課 男女共同参画センター】	●女性に対する暴力をなくす運動期間に、街頭啓発活動、市役所・男女共同参画センターでパネル展を実施 ▲パネル展の内容について、新しい企画を検討していく必要がある ▲ホームページでの情報提供が十分でない